

令和2年3月25日

託送供給約款以外の供給条件の認可について

関東経済産業局長から、日高都市ガス株式会社（法人番号7030001089817）、角栄ガス株式会社（法人番号9011001005458）、館林瓦斯株式会社（法人番号4070001021811）、厚木瓦斯株式会社（法人番号3021001019215）、佐野瓦斯株式会社（法人番号2060001020353）、習志野市（法人番号6000020122165）、上田ガス株式会社（法人番号9100001009559）、諏訪瓦斯株式会社（法人番号1100001018402）、東京ガス山梨株式会社（法人番号2090001001128）、東部液化石油株式会社（法人番号1010001051800）及び熱海瓦斯株式会社（法人番号5080101012519）による託送供給約款以外の供給条件の認可申請に関する、ガス事業法第177条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該認可に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙の通り関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別 紙)

官 印 省 略
20200325 関 東 第 61 号
令 和 2 年 3 月 2 5 日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和2年3月25日付け20200325 関東第3号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給約款以外の供給条件の認可の申請については、認可することに異存はありません。